

埼玉県で
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者を知事が**認定する制度がスタート**しています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
※令和8年3月31日までに取得した機械等が対象となります。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

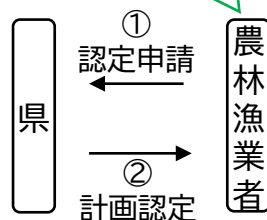
国では、環境保全型農業直接支払交付金等について、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和7年9月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 農業に由来する環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、知事の認定を受けることができます。

グループ申請も可能です！



✓ 「環境負荷の低減」の取組（下記①②③のいずれか1つ以上に取り組むこと）

- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガスの排出削減（燃油使用低減、秋耕等）
- ③農林水産大臣が定める取組（バイオ炭の農地施用、生分解性マルチの使用等）

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、設備投資の初年度に、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



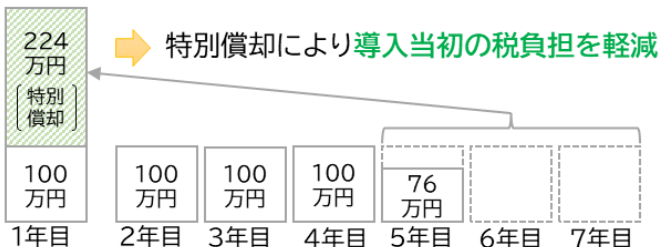
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

□ お問い合わせ先

さいたま農林振興センター	048-822-2492	本庄農林振興センター	0495-22-6156
川越農林振興センター	049-242-1808	大里農林振興センター	048-523-2812
東松山農林振興センター	0493-23-8532	加須農林振興センター	0480-61-3404
秩父農林振興センター	0494-24-7211	春日部農林振興センター	048-737-2134
農産物安全課	048-830-4057		